

福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を  
求める意見書

子どもや障害者等に対する福祉医療制度は、自治体単独事業として、国民健康保険の被保険者の窓口負担を軽減している。

しかし、国は、これら単独助成制度に伴う医療費波及増分には国民健康保険の国庫負担金を減額調整する措置を講じており、その額は平成25年度に1,421市町村で480億円にもなっている。

今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むべき時であるが、この減額調整措置は、少子化対策という国の大方針と逆行するものである。子どもの医療に関わるセーフティネットは、本来、国が責任をもって、社会保障政策の中に位置づけ、自ら制度を構築すべきものであるにもかかわらず、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策の取組を阻害していると言わざるを得ない。

よって、自治体単独の福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

愛知県丹羽郡大口町議会

提出先

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿